

金融経済教育に係る制度等の国別比較表

	英国	エストニア	オーストラリア	韓国
1. 金融経済教育に関する国家戦略				
名 称	金融ウェルビーイングに関する国家戦略	①エストニア国民のための金融リテラシー促進プログラム ②エストニア国民のための金融の知恵（financial wisdom）の促進戦略	①国家金融リテラシー戦略 ②国家金融能力戦略	金融教育基準案
策定・改訂時期	2020 策定(～2030)	① 2013 策定（～2020） ② 2021策定（～2030）	①国家金融リテラシー戦略 a 2011.3 策定（2013 改訂） ②国家金融能力戦略 b 2018 策定（2020 改訂） c 2022 策定	・ 2010 策定 ・ 2020 改訂
策定主体（会議体）	マネー・ペンションサービス（MaPS）	財務省	a b→オーストラリア証券投資委員会（ASIC） c→オーストラリア政府財務省	・ 特殊法人金融監督院 ・ 韓国教育課程評価院
同事務局	マネー・ペンションサービス	財務省		
運営主体（会議体）	マネー・ペンションサービス	財務省	オーストラリア政府財務省	金融教育協議会
同事務局		財務省		
法令・諸規則等			消費者保護法	・ 金融消費者保護法 ・ 金融教育基準案

※ 2022 年 12 月時点の情報
※ 各項目の詳細については、報告書本文を参照

シンガポール	フィンランド	米国	日本
1. 金融経済教育に関する国家戦略			
国家経済教育プログラム（Money Sense）	フィンランドの金融経済教育のための国家戦略	金融リテラシーに関する国家戦略	金融経済教育研究会報告書
2003 策定	2021.1 に草案取りまとめ	・ 2006 策定 ・ 2011、2016、2020 改訂	2013.4
金融教育運営委員会（FESC）	フィンランド銀行が主導	金融リテラシー教育委員会（FLEC）	金融経済教育研究会
シンガポール金融管理局（MAS）	フィンランド銀行	財務省消費者政策局	金融庁
Money Sense 評議会（MSC）	フィンランド銀行ほか関係する84団体	財務長官及び消費者金融保護局長官とで構成される執行委員会	金融経済教育推進会議
人材開発庁のファイナンシャル・プランニング・プログラム部所得保障政策課	フィンランド銀行	・ 財務省 ・ 消費者金融保護局	金融広報中央委員会事務局（日本銀行情報サービス局）
教育法、義務教育法 ※金融経済教育に特化した法律はない		金融リテラシーの向上に関連する法令の制定（37 州）	消費者教育の推進に関する法律及び基本的な方針により、金融経済教育と消費者教育の連携が求められている。

	英国	エストニア	オーストラリア	韓国
1. 金融経済教育に関する国家戦略				
意義・目的 / 基本理念	・子供たちが有意義な金融教育を受けることで、成人になった際にお金や年金を最大限活用できるようにすること ・貯蓄の習慣を付け、短期的な緊急事態に対応できる預金を持つことで、経済生活において明確な将来の目的を持てるようになること ・より多くの人々が妥当なクレジットにアクセスし、借金に対して知的な選択を行うようになること ・人々が必要な時に質の高い債務相談を受けることができ、ニーズにあったサービス・資金・配給が得られること ・人々が今後の生活について十分な情報を得て判断できるようにすること	・人々が資金計画の必要性をより強く意識し、金融に関する堅実な判断ができるようになること ・人々が金融サービスを理解し、人生のあらゆる段階で金融サービスを利用して財務を管理できること ・金融サービスが責任を持って提供されるようになること	金融能力(Capability)とは「健全なお金に関する意思決定を行うために必要な知識だけでなく、お金に対する前向きな行動や生活の状況に合った家計管理の意思決定につながる、知識、スキル、意識、自信が組み合わさったもの」と定義される。最終的には個々人の金融面での幸福の改善や金融レジリエンス（金融回復力）の確保に寄与したり、社会全体の経済的な健全性の貢献につながる。	【金融消費者保護法】金融消費者保護政策を大幅に強化するとともに、金融教育に関する法的根拠を整備 【金融教育基準案】経済的に持続可能なライフサイクルを実現するため、必要な金融力量と健全な価値観や行動様式を形成することを目的とする
○ 金融リテラシーの習得体系・策定主体				
習得体系	【3-11 years】 ・初等学校用金融教育計画フレームワーク 【11-19 years】 ・中等学校用金融教育計画フレームワーク	金融の知恵（financial wisdom）	国家消費者・金融リテラシー・フレームワーク	金融力量地図
策定主体	Young money（慈善団体）	財務省や教育研究省、法務省、経済通信省等が連携	教育・雇用・研修・若年層問題に関する大臣協議会（MCEETYA）	金融教育協議会

シンガポール	フィンランド	米国	日本
1. 金融経済教育に関する国家戦略			
国民がお金をよりよく管理し、自分自身で健全な金融上の意思決定ができるようになること	自らの生活における金融の重要性を理解させ、自己責任による意思決定に基づいた行動を可能にするために金融リテラシーを向上させること	若年者及び特定の人種のスコアには課題があり、格差の解消とリテラシーの向上を目指している。具体的には、金融リテラシーの向上と教育を改善する方法を特定する、金融教育を推進するための連邦政府の役割、優先順位、体制を明確にすることである。明確な戦略は、不安な時代における備え、回復力、安定性を支援する。さらに、金融の主流から外れている人々に焦点をあて、経済への参加を可能にすることにつながる。	国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくこと
○ 金融リテラシーの習得体系・策定主体			
MONEY SENSE-NATIONAL FINANCIAL WELL-BEING PROGRAMME	ナショナルコアカリキュラム（FNBE） ※現行のナショナルコアカリキュラムに国家戦略の内容は反映されてない	各州ごとに検討、策定が行われているが、多くの州で採用されているものとして、以下のものが挙げられる。 National Standard for Personal Financial Education（2021）	金融リテラシー・マップ
Money Sense	教育庁（EDUFI）	・経済教育評議会（CEE） ・JUMP\$TART	金融経済教育推進会議

	英国	エストニア	オーストラリア	韓国
2. 初等中等教育における金融経済教育				
全国統一 的なカリ キュラム	イングランドのナ ショナル・カリキュ ラム	基礎学校（1-9 学年） と後期中等教育学校 （10-12 学年）のナ ショナル・カリキュ ラム	オーストラリアン・ カリキュラム（ナショ ナル・カリキュラム）	国家教育課程 （2015、2022 改訂）
実施主体 ／管轄権 （主 幹 省 庁など）	教育省	教育研究省	教育・雇用・研修・ 若年層問題に関する 大臣協議会	教育部
教育課程 の編成主 体	ナショナル・カリキュ ラムをもとに学校で 編成	ナショナルカリキュ ラムをもとに学校で 編成	オーストラリアン・ カリキュラム評価報 告機構（ACARA）	教育部
金融経済 教育を扱 う主な教 科・科目	・数学 ・シティズンシップ ・個人社会健康教 育（PSHE）	【基礎学校(1-9 学年)】 ・社会 ・数学 ・起業家研究（選択 科目） ・外国語 ・技術 【後期中等教育学校 （10-12 学年）】 ・社会 ・数学 ・経済・起業家研究 （選択科目） ・外国語	・人文・社会科学（経 済学とビジネス） Year7-8：必修科 目 Year9-10：選択科 目 ・数学（お金と金融 が含まれる）	【中学校】 ・社会 ・技術・家庭 【高等学校】 ・統合社会、経済 ・技術・家庭 ・実用経済（商業・ 農業などの専門学 科での実施）
3. 金融経済教育の効果測定				
金融経済教 育の効果測 定	マネー・ペンション サービスによる「子 ども・若者の金融能 力」（2019）	財務省による「エス トニアの一般教育お よび専門学校におけ る金融リテラシー開 発の可能性の分析」 （2020）	・政府による「全国 金融能力調査」 ・ASICによる「若者 とお金に関する調 査」対 象：15-21 歳の若者	金融監督院と韓国銀 行の共催による全国 民金融理解力調査
PISA 金融リテラシー調査（平均スコア順位）				
2012 年	—	3位	4位	—
2015 年	—	—	6位	—
2018 年	—	1位	5位	—

シンガポール	フィンランド	米国	日本
2. 初等中等教育における金融経済教育			
科目及びコースごとに示 されたシラバスによる	ナショナルコアカリキュ ラム		・中学校学習指導要領 （平成 29 年告示） ・高等学校学習指導要領 （平成 30 年告示）
教育省（MOE）	教育庁		文部科学省
教育省	地方自治体／学校		都道府県教育委員会・都 道府県知事、市町村教育 委員会が教育課程編成 にあたっての諸規則など を設けており、各学校で 教育課程が編成される
・数学 ・社会科 ・食と消費者教育（FCE） ・道徳・市民性教育 （CEC） ・経済学	・社会科 ・家庭科	・社会科 ・家政学 そのほか、数学科等、 州ごとによって多岐 にわたる	【中学校】 ・社会（公民的分野） ・技術・家庭（家庭分野） 【高等学校】 （公民科） ・公共 ・政治・経済 （家庭科） ・家庭基礎 ・家庭総合
3. 金融経済教育の効果測定			
Money Sense による National Financial Capability Survey in 2021（非公開）			子どものくらしとお金に 関する調査（金融広報中 央委員会） 【参考】 「金融リテラシー調査」 （18 歳以上対象に 2016、 2019、2022 年実施）
PISA 金融リテラシー調査（平均スコア順位）			
—	—	9位	—
—	—	7位	—
—	2位	6位	—

	英国	エストニア	オーストラリア	韓国
4. 初等中等教育における金融経済教育の担い手				
教員資格・養成	学士号取得後、そのまま大学で免許を取得する大学主導型の養成と、オンザジョブで行う学校主導型の養成に分かれる。	・学士課程及び修士課程の5年間のプログラムが基本 ・学位取得者が専門以外の教科の教師の資格を取得できる2か月の集中プログラムも設置されている。	総合大学の教育学部（科）が担う。教員養成プログラムは専門職機関によって認定される。	日本と同様の教員養成制度（中学校・高等学校は日本と基本的に同様、小学校は教育大学校への入学をもって教員としての身分を保証）
教員及び指導者の資質維持の取組	マネー・ペンションサービスが作成した、「金融教育ガイダンス」及び「金融教育品質マーク」	財務省による金融リテラシーの教授法を身に付けるためのメンタークラブ（経験者による研修）を実施	・オーストラリア証券投資委員会によるナショナル・カリキュラムに沿ったリソースの提供 ・現職教員の専門能力開発のためのプログラムの実施	・金融教育講師認証制度（金融監督院が筆記試験と講義評価を課し、専門講師としての資格を付与するもの） ・学校教師金融研修プログラム
NPO・金融関係団体等における取組／役割（政府・学校への協力・連携等）	・Young money による、金融教育の研修 ・民間金融機関が、提供するワークショップや学習プログラム	起業家のネットワークや、タリン証券取引所を含む銀行協会、エストニア保険会社連合、経済教育の教員協会、歴史社会学教員協会、タルトゥ大学生涯学習センター等	国家金融戦略における金融ケープパビリティー・コミュニティに関連する組織は以下のとおり。 ①サービス提供組織（NPO やチャリティー団体など） ②金融サービス事業者 ③アカデミア／リサーチ組織 ④州／自治政府	全国小中高校と金融関連会社が連携した1社1校金融教育プログラム
5. 金融経済教育に関する中立・公正性の規準				
名 称				
策定主体			金融リテラシー理事会	
その他			上記メンバーは、個人として任命され、各分野の専門家として中立・客観的な立場で参加	

シンガポール	フィンランド	米国	日本
4. 初等中等教育における金融経済教育の担い手			
唯一の教員養成機関である国立教育研究所（NIE）が教員資格認定コースの専門教育を実施	大学の教育学部が担う	各州によって異なる（例：オハイオ州では、社会科、家政学、ビジネス教育の免許を持つ教員）	教員免許状を取得するには、大学などにおいて所定の単位を修得するか、又は教育職員検定に合格する必要がある。
・国立教育研究所と教育省が連携し、現職研修を実施 ・教員は管理職や主任級などコース別に分かれ、年間100時間を上限に研修を受講できる。	・教員は修士号を取得している。 ・資質維持と向上のために定期的な研修が行われている。		・教員の研究と修養、研修の充実は、教育基本法に規定されており、教育公務員特例法においても明記 ・独立行政法人教職員支援機構が教職員研修や調査研究等を実施
・金融リテラシー研究所 ・民間金融機関（銀行や証券会社など）企業独自のプログラム	・多くのNPO や金融関係団体等が多様な教材や体験型ゲーム教材を提供 ・学校への講師派遣 ・施設での児童・生徒の受入 ・教員への研修	・CEE による映像コンテンツや教育資料等の提供 ・Jump\$start による教員用教育プログラムの提供 ・連 邦 預 金 保 険 会 社（FDIC）による資料の提供等	金融庁、消費者庁、金融関係団体及び金融機関からさまざまな副教材（テキスト教材・体験型教材）、映像コンテンツ等が提供されている。
5. 金融経済教育に関する中立・公正性の規準			
MONEY SENSE-NATIONAL FINANCIAL WELL-BEING PROGRAMME			関係団体が金融経済教育活動を行う場合の中立・公正性確保に関する考え方
Money Sense			金融経済教育推進会議
Money Sense は各省庁の関係者が参加しているため、金融関連団体や民間企業とは一線を画し、中立・公正な立場である。	公的な基準はないが、各団体等で単なる商品やサービスの宣伝や販売にならないようにチェックが行われている。		